

自然の存在論的偶然性：カントの『判断力批判』における自然理解を手がかりに

円谷，裕二
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/2328438>

出版情報：哲學年報. 57, pp.127-147, 1998-03-10. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



自然の存在論的偶然性

—カントの『判断力批判』における自然理解を手がかりに—

円谷裕二

第一節 はじめに

「自然とは何か」。デカルト以降の近代哲学は一般に、この問いを、「自然はそれ自体において何であるか」という意味としてではなく、「我々人間が、自然をどのような方法によつて知ることができるのか、そしてそれによつて自然をどれだけ利用することができるのか」という意味として理解してきた。「知は力である」というフランシス・ベーコンの言葉はそのことを端的に表現している。確かに、古代ギリシアや中世におけるように、「自然がそれ自体として何であるか」と問い、目的論的存在であるとか機械論的存在であるとか神の被造物であるなどと答えるような自然に対する考察態度は、方法論的には素朴な問いと答えだと言えるであろう。しかしながら他方、人間による自然認識の方法という観点から「自然とは何か」という問いに接近する近代および現代の哲学が、自然をその全体性において理解できるのかと言えどもまたはなほだ疑わしい。そのような態度には自然の捉え方における特定の偏見があらかじめ宿っていると思われるからである。

本稿では、「自然とは何か」という問いに対して、様々な角度から、たとえば機械論的観点、目的論的観点、道德的観点、さらには美的観点などからこの問題を取り上げ、しかもそれら諸観点の相互関係にも配慮しながら自然をその

全・体・性において理解しようと試み、その意味では現代においてもなお自然考察の手がかりを与えていると思われるカントの自然論を中心に考えてみたい。

ところで、カントの自然観といえは、新カント派の認識論的カント解釈の影響もあつてか、『純粹理性批判』の「超越論的分析論」に見られる機械論的自然観がその核心だと見なされがちである。確かにカントは、『純粹理性批判』「分析論」においては、「純粹自然科学はいかにして可能か」という問いに答える形で、自然を、「因果性の原則」に従つて機械論的に認識されうるものと理解する。ところが、『判断力批判』に至ると、たとえばその第二部「目的論的判断力の批判」においては、有機体としての自然の理解に際して目的論的自然観を導入する。彼は、生物機械論者のように、有機的自然についての日常の目的論的言明が機械論の理論や語法にことごとく翻訳したり還元したりできるとは考えない。しかしながらまた彼の目的論的自然観は、彼に続くドイツ観念論のように、絶対的自我（フィヒテ）や絶対的理性（前期シェリング、ヘーゲル）に基づいて自然を閉じた体系と見なすような目的論的自然観ではない。

カントの自然論の考察に際しては、彼の機械論的自然観と目的論的自然観のそれぞれの内容の分析が先決問題であることは言うまでもないが（本稿第二節・第三節）、しかしより根本的な問題は、カントが全・体・性としての自然をどのように理解していたのかという問題であろう。そしてこの問題は次の二つに下位区分される。

第一は、機械論と目的論との双方を認めるカントの自然観において、全・体・性としての自然という観点にたった場合、両者はどのように関係するのかという問題である。彼は、有機的自然を論じる『判断力批判』第二部においてその関係を、「機械論の目的論への従属」と表現し有機体の判定に際しての目的論の優位を主張する。しかしながらその根拠を吟味してみると彼の見解が生物についての当時の学問的状况に制約された側面が多分にあることに気づく。そこで「機械論の目的論への従属」という彼の言葉の意味を有機体論に限定せずに彼の哲学全体から捉え直し、そのうえで目的論の優位というカントの思想の真意を探ることにする。（本稿第四節）

第二の問題は、「機械論の目的論への従属」という問題に見通しをつけることが直ちには全体としての自然の問題に決着をつけるわけではなく、むしろ、そのためには、機械論的自然観および目的論的自然観とは別の自然観を視野に入れる必要があるのではないかという問題である。(本稿第五節・第六節)

第二節 機械論的自然観の原理としての「因果性の原則」、およびその限界について

自然についての客観的な因果認識の可能性の条件である「因果性の原則」つまり「経験の第二類推」とは、「変化はすべて原因と結果を結合する法則に従って生じる」(B232)という原則である。原因と結果の必然的な時間継起を可能にするこの原則は、それがなければ所与の諸知覚から経験の統一が成立しえない原則として、経験一般の可能性の「構成的」条件である。したがってまた、『純粹理性批判』「分析論」に定位するかぎり、自然とは、この因果性の原則に必然的に従うかぎりでの、「空間と時間における諸現象の合法性としての自然」「eine Natur überhaupt」 (B165)あるいは「すべての現象の連関における自然統」「Natureinheit」 (B263)を意味する。この意味での自然に関しては、因果性の原則は、目的論からは全く独立に機械論的自然観の原理たりうることを、少なくとも『純粹理性批判』「分析論」の叙述からは看取できる。「因果性の原則」は、「合法性としての自然一般」の可能性の条件として、いかなる主観的な解釈や目的や意図をも差し挟まずに自然を探索する原理であり、それゆえ自然科学はこの原則に基づいて自然の客観的諸法則を探索する。つまりカントはこの原則によって、意図や目的因の助けを一切借りずに自然を認識するという自然科学の客観性の要求に対して、その権利根拠を超越論的に基礎づけようとしている。

ところが、『判断力批判』に至ると『純粹理性批判』「分析論」での自然の分析が次のように捉え返される。「悟性は、自然に對する超越論的立法において、ただ経験一般の可能性の諸条件をその形式に關して考察したにすぎない」(XX210)。確かにそのかぎりでは、「悟性の超越論的な諸法則に従う経験一般」(XX209)は、したがってまた「経験のす

すべての対象の総括としての總体的自然」(XX208)は、「悟性自身がアプリオリに与える超越論的な諸法則に従って、一つの体系をなしており」(ibid.)、決して「単なる集合」(XX209)ではない。しかしながらこのことによっては「経験的な諸法則にも従う自然が人間の認識能力にとって理解しうる一つの体系になっている」ということは帰結しない」(ibid.)。なぜならば、「経験的な諸法則にも従う自然」の「多様性と異種性は非常に大きく」(ibid.)、しかも「悟性は、自然に対する自らの超越論的立法において、それらの可能的な経験的諸法則の多様性をすべて、捨象する」(XX210)からである。言い換えれば、「自然は、特殊的「で経験的」な諸法則に関しては、また、それらの諸法則の多様性と異種性に関しては、「悟性による」立法的な認識能力のすべての制限から、自由なのである」(ibid.)。こうして『判断力批判』においては、悟性が「捨象する」ところの、経験的諸法則に従う多様性と異種性に富む自然は、『純粹理性批判』『分析論』の観点からは「偶然的なもの」(ibid.)と映じてしまうと、そのような「偶然的」自然に対する悟性能力の限界が明確に自覚されるに至る。

それでは、悟性の合法則性の下に「包摂」され得ない「偶然的」自然は、偶然のままに放置され、特殊な経験的諸法則はそのつど「単に当てずっぽうに、かつ盲目的に」(XX212)理解されるがままにならざるをえないのであろうか。この問いに対するカントの答えは、否である。というのも、このような「偶然的」自然に関しても、なおかつそれを「体系的統一」にもたらそうとする「理性の思弁的関心」(B714)が我々人間にはアプリオリに備わっているからである。自然の偶然性を救う原理を、カントは反省的判断力の「自然の合目的性」(XX216)の原理に求める。合目的性の原理という「この前提がなければ、可能的な特殊諸法則の多様性という迷路の中で我々は正道を見つけだすことができなくなる」(XX214)。

こうしてカントは、悟性にとつては偶然的と映じる特殊的で経験的な自然、すなわち美的自然や有機的自然を、反省的判断力の合目的性の観点に立つて理性の体系的連関に組み入れようとする。

第三節 目的論的自然観——有機体の場合——

有機体は、容易にわかるように、単なる無機物的物質とは異なり、外的物質を吸収し自らの全体へと有機化し、増殖や成長を繰り返す、また体内を自己制御して均衡状態を維持し、さらには他の個体を産出するというように、さまざまな特有の現象を呈するが、カントにはこれらの現象が、悟性の合法則性のもとには包摂されえない自然の特殊な現象と思われた。「多分いつかはニュートンのような人物が現れて、一本の草の茎の産出だけでも、意図によって秩序づけられたのではない」「機械論的」自然法則によって理解させてくれることを予測したり希望したりすることだけでも、人間には不合理なことなので、むしろこうした考えは絶対に否定されなければならない」(265§75)。機械的法則による有機的存在者の認識不可能性の自覚のもとにカントは、有機的存在者をそれ自身において目的を有するような自己目的的存在者という意味で「自然目的 Naturzweck」(233§64)と呼び、そこに見られる特有の現象を反省的判断力の合目的性の原理に基づいて判定可能なものとする。

カントは、自然目的としての有機的存在者の「内的可能性」(236§65)の条件として、つまり有機体を他の有機体や物質との「外的合目的性」(233§62)の観点からではなく有機体内部の機能や構造の可能性の条件として、次の三つの点を指摘している。第一に、有機体(自然目的)は、全体が単に諸部分の総和にすぎない機械的技術産物とは異なり、「全体との連関によってのみ諸部分が可能である」(235§65)。というのも有機体はそれ自身において一つの目的であり、それゆえその諸部分は、目的という全体によってア priori に規定されるからである。第二に、有機体は、技術産物のように目的因を自己の外部にもつものではなく自己自身の内部にもつ自己目的的存在者であるかぎり、有機体の諸部分は相互に原因であると同時に結果であることによって、全体へと結合されている(236§65)。第三に、「あらゆる部分が相互に他の諸部分を産み出す機関 *nervorbringendes Organ* として思考される」(ibid.)。この第三の条件が最も

重要である。というのも、たとえばどんなに複雑な時計でさえも、或る齒車が別の齒車を「産み出し」たり或る時計が別の時計を産み出したりすることはなく、また故障を自ら修理することもないが、有機体にはこれらすべてを期待できるからである。有機体の「自らを繁殖させ形成する力」(237§65)は、「機械論」におけるように外部からの「動かす力」(ibid.)では説明できない。

以上のような特徴づけによってカントは自然産物としての有機体を人工的な技術産物から区別するのであるが、有機体の考察の際のカントの方法論に関して留意すべきは、判定者は、有機体をそれ自体において目的論的な存在者と素朴に前提したうえで「観察」(264§75)を通して上記のような目的論的諸条件を経験的に模写しているのではなく、有機体を反省する際に、合目的性という反省的判断力自身のアプリアリな原理に基づいてあたかも有機体が自己目的的存在者であるかのように主観の側から有機的客観に対して目的概念を「考え加える(hinzudenken)」(ibid.)ということである。「我々が目的因を諸物の内へ置き入れる(hineinlegen)のであって、目的因をいわば諸物の知覚から取り出す(herausheben)のではない」(XX220Anm.)。この意味においては、有機体に対するカントの目的論的考察態度は「合法則性としての自然一般」(B165)に対する機械論的態度と同様に近代に特有な主観主義的な「思考法の革命」(BxIII)に基づいているのであり、自然それ自体に関わるアリストテレス・スコラの態度とは方法論的に相違していると言える。

第四節 自然理解における機械論と目的論の関係

以上のように、有機体を、他の自然産物との外的関係からではなくその内的可能性から見て「自然目的」と規定し、その構造や機能を目的論的に判定するという自然に対するカントの目的論的態度は、機械論的態度とどのように関係するのであろうか。近現代においては、デカルトの動物機械論以来現代の分子生物学やその応用としての遺伝子工学

などの生命科学に見られるように機械論優位の趨勢にあるが、それでも生物に関する機械論と目的論との対立ないし相互の関係という問題は、依然として議論の余地のある問題である。

ところでカントの叙述からは、一見すると、無機的自然に関しては機械論が妥当し、有機的自然に関しては目的論が妥当するというように、自然領域を区別することによって機械論と目的論を単に棲み分けしているにすぎない印象を受ける。もしそうであるならば、機械論と目的論は、対象領域の相違に依じて単に並存するにすぎない自然の判定方法だということになり、両者の関係の問題は既に解消していることになろう。それとともに、その際には、無機的自然と有機的自然の区別基準を不問に付したまま両者をあらかじめ独断的に区別してしまう議論だということにもなる。しかしながら自然についてのカントの考察態度は、あくまでも自然が主観の認識能力(広義の)(vgl. 36Enl.IX)によっていかにして理解されるのかという問題意識に貫かれており、そのかぎりでは自然を物自体のごとき実体的存在者だとあらかじめ前提するような態度ではない。

さてカントは、結論を先取りして言えば、『判断力批判』においては無機的自然であれ有機的自然であれ自然理解における機械論と目的論という二種類の態度を相互に排他的な態度だとは見なさずに、機械論が目的論に従属するという仕方で両者の関係を位置づけようとしている。『判断力批判』における機械論と目的論のこのような関係を詳しく考察するために、さしあたり、カントが無機的自然と有機的自然とを区別する理由として語っている次の言葉に注目してみることしよう。

「それにしてもなぜ目的論は、一般に理論的自然科学の独自の部門をなさずに、予備学ないし過渡として神学と結びつけられるのであろうか。そうなるのは、機械論に従う自然研究が観察や実験に従属させられるものに限られるからである。すなわち少なくとも法則の類似性という点から見て自然と同様なものを我々が自ら産み出すことができるものに固定されるからである。というのも我々が完全に洞察できるのは、概念に従って我々が自ら制作し産出するこ

とのできるものだけだからである。他方、自然の内的目的としての有機的組織は、技術による類似物を現示できるすべての能力を無限に超えている」(229§68)。つまり「理論的自然科学」者は、自然の因果連関を、実験装置という技術的産物において再現可能な場合にのみ、自然を「完全に洞察」できる。自然科学は、自然の実験的再現に基づき、かつ、そのことは「技術」に依存するのである。逆に言えば、技術的再現が可能なかぎりにおいてしか自然は客観的に「完全に洞察」されえない。ところが「有機的組織」は「技術によつて類似物を現示」することが全く不可能であり、それゆえ、無機物質と有機体の相違は技術による産出可能性の如何に存するということである。

しかしながら、カントのこの言明は有機的自然の固有性を基礎づけうるにたるものであろうか。というのもこの言明は、裏を返せば、もし「有機的組織」を、たとえそれと完全に同一のものを技術的に産出(制作)できないにしても、「法則の類似性」においてそれを産出(制作)しようとすれば、すなわち構造や機能において「有機的組織」と類似するものを技術的に産出(制作)することができるとすれば、有機体は、自然科学的な機械論の対象にもなりうることを当のカントが認めていることを示唆しているからである。しかも現代生物学に目を転じれば、たとえば分子生物学は、生物の内的仕組みに関しては、カントの時代におけるような単なる観察による経験的記述の方法ではなく、遺伝情報を司る核酸の塩基配列や生命活動の担い手であるタンパク質のアミノ酸配列を決定したり、さらにはそれら核酸やタンパク質を人工的に合成するほどの実験科学のレベルに達しており、かなりの程度において生命現象を物理化学的な機械論において説明できるようになっている。もつとも現代の生命科学でさえも、目下のところ一個の有機体を完全に人工的に産出できるわけではなく、ましてやより複雑な有機体に関しては将来の技術的進歩にまっぴかはないのだが、しかし有機体の機械論の説明は現代科学の状況からすれば全く不可能だと断定しえないことは予想されうるであろう。カントは、当時の生物学、というよりもむしろ博物誌 *Naturgeschichte* の現状から将来的にも有機体の技術的・人工的産出の絶対的な不可能性を推測し、それを根拠にして、有機的存在者が無機物質とは質的に異なるものと推

断ってしまったのであろうか。

もしもカントが有機体との「法則の類似性」さえをも技術的に産出不可能性だという理由にのみ基づいて有機体についての目的論を主張しているのだとするならば、そのかぎりでの目的論に対してはそれほど積極的な意義を認めることができないのではないだろうか。というのも、「法則の類似性」における技術的産出の有無という観点からの無機物と有機体との区別は生命科学の進歩に応じて左右される相対的な区別であって決して両者の質的差異にはなりえないと思われるからであり、逆にその場合ならば、機械論的態度こそが自然探求の態度として有効であり、有機体における目的論の意義というよりも、むしろ、生物機械論に道を譲ることになってしまふ可能性が大いにあるからである。

しかしながら実は、カント自身も、有機体と無機物との質的差異をそれぞれの物それ自体の内の性質の差として絶対視しているわけではない。というのも既述のようにそもそもカントの自然に対する見方は、自然産物がそれ自体においてどのような性質をもつのかという素朴な観点からではなく、自然を判定する我々がどのような判定原理に従って自然に立ち向かうのかという観点に立っているかぎり、対象それ自体の質的相異如何に左右されるものではないからである。したがって有機的自然と無機的自然の区別とは、自然それ自体の側に存するのではなく、自然を判定するものがどのような考察態度で自然を理解しようとするのかどうかに応じたものだと言えよう。そうであるがゆえにカントは、有機体に関しても、その機械論的説明は「無制限」(284§6)であり、「自然産物の説明のために自然の機械論にできるかぎり従う」(285§80)べきだと言いつたのでもある。つまり自然探求における機械論的観点の意義を認め、安易に目的論を導入すべきではないことを当のカントが認めており、その意味では現代の生物学とカントとが明確に一線を画するわけではないとも言えよう。

それでは、カントが有機体を特に引き合いに出しながら主張している自然に関する目的論という考察態度とはどのようなものなのであろうか。この問題はカントのいう目的論の積極的意味に関わるとともに、延いては彼の自然観の

基本に関わる問題でもある。この問題を立ち入って考察するためには、あらかじめ、目的論と対比される機械論的考察態度の内容を吟味しておく必要がある。そうすることによって機械論と区別される目的論の積極的意義が際立つてくるからである。

さて、一般的には、現代における生物科学をも含めた自然科学はその自然探求において単に主観的な目的や意図を捨象することによって、自然そのものの客観性を法則として認識する学問だと見なされており、また、自然科学者も自らの知を客観的自然そのものについての知と自己理解している。ところが、『判断力批判』におけるカントの技術論(z.B.Vgl. §43)を念頭においた場合には、因果機械論的な方法に基づく自然科学が、主観的な目的や意図から独立であるどころか、本質的に、ある特有な意味での目的意識に制約されていることに気づかせられる。というのも、上記引用(248§68)のカントの言葉が語るように、自然科学はそれが自然について「完全に洞察できる」のは、技術によって制作した実験装置において「自然を強制する」(BXIII)ことができる場合に限られるからであり、しかも実験装置の技術的産出は、カントの技術論によれば、その装置の仕組みや働きを、つまりは装置の「現実性」(155§43)をあらかじめ规定的に構成するところの、装置の「外部」(236§65)の「理性的存在者」(ibid.)ないしその「選択意志Willkür」(155§43またはXX199)の目的意識なり関心なりを前提にせざるをえないからである。

つまり近代自然科学の機械論的考察態度は、知の客観性を標榜しながらも技術との不可分性のゆえに、仮言的な「技術の命法」(XX200Anm.)を定立する選択意志の技術的目的意識に制約されているのであり、それにもかかわらず、自然科学者はそのことを忘却し、自然の客観的事実を普遍的法則によって認識していると思ひこんでいる。さらに言えば、自然科学の機械論的方法の背後には、単に実験装置を技術的に産出して自然を純粹に認識しようという目的意識にとどまらず、同時に、自然現象を人工的に再現することによって自然を制御し道具化するという意図が隠されていると言えよう。自然科学の自然理解の方法論は単なる観想や観察ではなしに実験的方法と結びつくことによって根

本的に人間による自然の技術的制御や支配という目的意識に支えられているのである。カントが近代自然科学の本質と見る「思考法の革命」(BXIII、つまり、「あらゆる認識が対象に従う」のではなく「対象が我々の認識に従う」(BXV)という主観の「置き入れhineinlegen」とは、『判断力批判』の技術論を踏まえる場合には、単に、主観形式としての「因果性の原則」に対象が従うことであるにとどまらず、同時に「その原理に従って理性が考案した実験」(BXIII)において「自然を強制」し支配するという技術的目的意識の「置き入れ」をも意味する。このように『純粹理性批判』『分析論』における認識論のみならず『判断力批判』での議論を考慮に入れることによって、自然科学における機械論の根底には、原理的に、技術的目的意識が潜在していることが窺知される。機械論は、実験的方法による自然の探求というその方法論的特徴のうちに、本質的に、支配的目的意識を宿しているのである。当初は、そしてまた一般的には、自然、特に無機的自然に関しては、主観的な目的や関心を捨象して純粹に客観的観点からのみ自然を認識することができると思われていたが、しかしながら、機械論的方法はその本質において、目的や関心から無縁でないどころか、目的定立の働きに先行的に条件づけられているのである。

ところでそれでは、以上のような意味での目的意識を背後に宿しながら自然に立ち向かう機械論に対して、カントが、有機的自然を特に引き合いに出しながら提示している目的論という自然の考察態度とはどのような特徴をもつであろうか。

機械論における目的意識とは、実験装置という技術産物の産出に関してその外部から目的を定立するような技術的実践理性(選択意志)の目的意識であるのに対して、有機体の判定に際しての目的論とは、有機体をその内部において目的を有する存在者と見なす原理であるが、しかしながらカントの目的論は、有機体をそれ自体として目的を有する自己目的的存在者と見なす原理ではなく、有機体を主観的に反省する場合にあたかも自己目的的存在者であるかのよう・に有機体の内へと目的概念を「置き入れる」反省的判断力の原理である。機械論における目的概念とは、それに従

って技術産物が制作されるがゆえに、産物内部の諸部分間の機械的因果性に先行し、その制作物の現実存在を可能にする原因であり、その意味においてそれは、規定的判断力における「構成的概念」(Vgl. 238§65) だということになる。他方、目的論において置き入れられる目的概念は、自然産物を現実に出産する原因ではなく単にそれを「判定する人にとっての・・・認識根拠」(236§65) にすぎず、有機体の諸部分の多様性や偶然性を因果性という構成的概念のもとに包摂するのではなくそれらを体系的統一のもとに反省的に包摂する主観的「統制的概念」(238§65) にほかならない。「[自然の合目的性という]概念は、たとえそれが(人間的技術やあるいはもろもろの人倫の)実践的合目的性の類比から考えられるとしても、そのような実践的合目的性とは全く異なるのである」(17Enl.IV)。

できるかぎり機械論的態度で有機体を探求しながらも、有機体の偶然性や多様性に関してはそれらを、「構成的な」目的概念へと全体化することによって有機体を意図的に支配しようとすることを拒否する態度、この点にこそ、目的論が機械論から区別される所以がある。目的論は、有機体における多様性や偶然性を、「構成的概念」としての目的概念に包摂されるべき単なる要素と見なすのではなく、あたかも諸部分が相互に原因であるとともに結果でもあるという仕方で全体へと統一されているかのように有機体を捉える態度である。しかもカントの言う目的論とは、機械論を初めから排除してしまうものではなく、有機体を因果的で形式的側面だけから諸部分の単なる集合と捉えそれによって多様性と偶然性に満ちた有機体の全体的統一性を度外視してしまうような機械論の不十分さを自覚しながら、機械論を最大限に継続させようとするための「発見的」「統制的」原理である。このような意味においてカントは、有機的自然における機械論と目的論との関係を、機械論の目的論への「従属」(384§80) と表現するのである。

有機的自然における機械論と目的論の以上のような関係を踏まえながら、次節では、カントが全体としての自然をどのように理解しているのかという問題を考察することにしよう。この問題に関しては、自然の内部的存在者としての有機的存在者の「内的可能性」に定位するだけでは十分ではない。しかしながらまたこの問題への手がかりは、カ

ントが有機体の議論において語っているところの、機械論の目的論への従属という思想に存している。

第五節 全体としての自然と道徳的自然観

カント曰く「自然目的という」この概念は諸目的の規則に従う一つの体系としての全体的自然という理念に必然的に行きつくのであり、理性の諸原理に従う自然のすべての機械論はこの理念に……従属させられなければならない」(24367)。このように有機的存在者をカントは経験の全体的統一との直接的な連関のうちに置き移すことによって、有機体の理解における機械論の目的論への従属という思想を、全体としての自然における機械論の目的論への従属というところまで拡大しようとする。つまり有機体における「内的可能性」の観点から自然の「外的合目的性」の観点への移行である。カントの自然論は、それを全体的に理解しようとするならば、個々の有機体の内的機能や構造という観点からでは不十分であり、それを自然の全体的統一というより包括的観点に置き移して捉えなければならない。それによってこそ、機械論の目的論への従属というカントの主張の真の意味にも達しようと期待できる。

「無限に多くの自然の有機的産物を誘因として、……自然全体(世界)」(das Naturganze(die Welt))のために、意図的なものを、反省的判断力の普遍的原理として想定するときにはなおさらのこと、……物質は、機械論的法則にかなつて、この目的に、手段として従属させられうる」(281378)。有機体は、それが「内的可能性」の観点を越えて、「自然全体(世界)」に位置づけられながら判定される場合にこそ、機械論の目的論への従属がより明確化してくる。有機体^が他の無数の有機体との外的関係やさらには自然環境全体との関係から判定されるときには、機械論的諸法則はいつそう手段として位置づけられることになる。つまり全体としての自然統一という統制的原理においてこそ、有機体に関する機械論は、手段に関わる機械論として明確になってくる。機械論が手段として目的論に従属するというカントの言葉の真意は、このように、有機体を自然全体に位置づけて判定する場合にこそ十分に理解可能になる。

機械論の目的論への従属とは、カントにとつて、全体としての自然統一という理念への機械論の従属を意味する。いかに科学技術が発展したとしても、実験装置を制作する科学技術者や実験を観察する科学者は、実験装置の外部からそれを計測しなければならず、そのかぎりにおいて、自然全体を実験的に再現することは原理的に不可能でありしたがってそれを機械論的に認識することも原理的に不可能である。言い換えれば、実験的に再現可能な自然とは、常に、全体としての自然を抽象化した自然でしかない。また他方、有機体をその「内的可能性」のみから判定しようとする態度も有機体の目的論的理解にとつては不十分であり、それはまた、有機体を、個々の物理化学的過程という抽象化された自然と見なすことにもつながるおそれがある。かくして機械論の目的論への従属というカントの立場は、全体としての自然という観点に立つて理解される場合にこそ、その積極的意味が明らかになるであろう。そしてこのことは、カントが自然の合目的性の原理を導入する際にその原理の基本的役割を偶然的な特殊諸法則を、自然の全体の体系的統一との連関において捉えることだと考えていたことも符合するであろう。

機械論の目的論への従属というカントの主張は、結局のところ、「自然全体(世界)」の体系的統一という理念のもとでの機械論の目的論への従属ということである。カントの自然論とは、自然の体系的統一へ向けて、機械論的には十分に判断することのできない偶然的な自然内部の産物を、反省的判断力の「合目的性の原理」に基づいて、あたかも合目的の連関に位置づけられるかのように判定することである。ここには、自然の偶然的存在者に関しての、機械論的自然観に対する目的論的自然観の優位を看取することができる⁽³⁾。

しかしながらここに至つて我々はカントの自然論における根本的な問題に遭遇する。それは、全体としての自然、つまり「自然全体(世界)」とは何かという問題である。

自然内部に見いだされる偶然的存在者に関してならば、それをできるだけ因果性の原則に基づいて機械論的に説明しようとすることも自然に対する一つの可能な態度ではあるが、しかしそのような機械論的態度は、既述のように、

抽象化された自然に対する考察態度にすぎず、多様で偶然的なものを含んだ全体としての自然を捉えるには不十分であろう。そのような全体としての自然に関しては、「偶然的なものの合法則性」(XXII)としての合目的性の原理を頼りにして、その偶然的なものを自然全体との関係においてあたかも合目的に存在するかのよう判定すべきだというのがカントの自然論であった。しかしながら、自然に対する目的論的態度はあくまでも自然の内部的存在者に関する態度であつて、自然の合目的性の原理の最終的な基盤としての「自然全体(世界)」に関する態度であるかどうかは既述の議論のかぎりでは未だ曖昧なままである。そうであるかぎり、全体としての自然それ自身に関してそれをどのように判定するかという問題が生じてこざるをえない。言い換えれば、全体としての自然の存在論的身分をカントがどのように考えているのかという問題である。というのも全体としての自然は、自然の内部的存在者とは存在論的身分を異にするからである。この問題は、有機的自然における機械論と目的論の関係という前節で論じた問題を、機械論の目的論への従属という仕方で解決した後でも依然として残るより根本的な問題であり、いわばカントの自然論の限界問題と言えるであろう。

カント自身もちろんこの問題を取り上げており、そしてそれに対して彼が与えようとした一つの答えは、道德的・自然観とも呼ぶうるものである。すなわち、『純粹理性批判』「弁証論」の「世界概念」の箇所からも窺知しうるように、自然全体(世界)を一つの対象として理論的に認識することは感性に制約される人間悟性には全く不可能である。というのも、自然全体(世界)は一挙に感性的に与えられることはなく、しかも、人間悟性は感性的に与えられるかぎりでの現象しか認識することができないからである。[「実在性、実体、因果性などの悟性」諸概念は感性界の事物の可能性の説明に使用されうるのであつて、世界全体 Weltpanzenそれ自身の可能性の説明に使用されうるのではない。というのも「後者のような」説明根拠は世界の外部になければならずしたがって可能的経験のいかなる対象にもならないにちがいないからである」(B705強調はカント)。

こうしてカントは『判断力批判』に至るとこの問題に際して「合目的性の原理」を拡大解釈してその解決を図ろうとする。彼によれば、自然全体をあたかも合目的的連関にあるかのように判定しうるためには、自然の内部にとどまつていては「全く解決できず」(231§63)‘そのためには、「自然を越え出す」」(241§67) 自然の外部にこそ、判定のための目的論的根拠を求めなければならない。こうして彼は、自らの道徳哲学を踏まえながら、道徳的主体を「究極目的(Endzweck)」(303§84)として提示し、自然全体をこの目的概念のもとに包摂することによって「自然概念の領域から自由概念の領域への移行」(35Enl. III)という『判断力批判』の課題を果たそうとする。この「究極目的」という自然の外部の一定の目的概念によって、自然全体が目的論的に判定されるわけである。

確かに理論領域と実践領域にわたるカント哲学全体の体系性という観点からすれば、自然全体を道徳のための手段と位置づけてそれを道徳に還元するというこの道徳的自然観は自然概念と自由概念の「大きな溝」(33Enl. IX)を目的論的に埋めることにはなろう。しかしながらまた同時に、この道徳的自然観は、自然全体(世界)の根拠を「自然の外部」に求めることにより、自然についての目的論的考察を、一つの閉じた完結した体系としてしまい、さらには、自然を人間の実践理性へと従属させることによって、自然を人間の道徳のための単なる手段として位置づけることになるのではなからうか。

それとともにまたこのような道徳的自然観は、『判断力批判』「序論」でカント自身が述べていた自然のそれ自身としての尽きることのない多様性と異種性を犠牲にしてしまうような自然観に陥りはしないのであろうか。我々は果たしてこのようなカントの道徳主義的自然観に賛意を表することができるのであろうか。また事柄そのものに即して見た場合、このような自然観を妥当なものとして受け入れることができるのであろうか。ここに至って我々は「全体としての自然とはそもそも何か」という問題がなぜ問題として意味をもつのかということを了解し、この問題を再吟味するよう事柄そのものの方から強いられる思いがする。そこで次の最終節では、この問題についての我々自身の見

解を示唆することによろう。

第六節 おわりに——自然の存在論的偶然性へ向けて——

さてカントの自然論を改めて振り返ると、自然全体(世界)とは、カントにとって、「無規定的」(B691)な理性理念であつたはずであり、それゆえそれは機械論的であれ目的論的であれ、規定的概念による包摂が不可能なはずであろう。そうであるならば、「無規定的」な「自然全体」を、「究極目的」という一定の規定的概念によつて規定してしまうことはできないのではなからうか。カント自身もこの齟齬に気づいたためであらうか、この道徳的自然観の議論を『判断力批判』第二部の本論(「分析論」と「弁証論」)の自然目的論の議論から区別するために『判断力批判』の第三版では「付録」として展開しており、さらにまた、晩年の『遺稿(Opus postumum)』において自然哲学を論じる際に、全体としての自然を、「運動力bewegende Kräfte」やその働く媒質としての「熱素Wärmestoff」から演繹すること企てる際に、これらをさらに道徳的「究極目的」から導出しようとすることを強調しなくなっている。思うにそれは、道徳目的論の問題は、有機的自然や美的自然に関する自然目的論としてではなく、むしろ、人間や社会の自然状態からいかにして法的状態を経て道徳世界を実現するのかという法哲学や歴史哲学のなかでこそふさわしい問題だと考えたからではあるまいか。

自然目的論の問題をこのように道徳的自然観から解放する場合には、改めて、全体としての自然の存在論的身分を問うという問題が有意味な問題として浮かび上がつてこよう。既述のように、自然内部の特殊な存在者であれば、「偶然なもの合法則性」としての合目的性の原理によつて、その自然内部の存在者をあたかも或る「一定の目的因」のもとに包摂されうるかのよう判定することができるにしても、全体としての自然は、「無規定的」な存在として、一定の目的概念に基づいて目的論的に判定してしまうことが不可能な存在である。このような意味からすれば、自然

とは、それを全体としてみた場合には、存在論的に偶然的な存在だと言わざるをえないのではなからうか。

全体としての自然のこの存在論的偶然性は、なおも何らかの原理によってその偶然性から救われることができるのであろうか。カントの道徳的自然観がそれに接近する一つの道ではあるが同時にその道は自然の全体的未規定性を越出してしまふ危険性があることは上述したとおりであるが、また、道徳的主体という「究極目的」ではなくして、たとえば自然神学のように「自然の外部」に一定の最高存在者を想定するような自然観も、カントによれば「怠惰な理性ignava ratio」(B718)のなせることであり、さらにまた、自然全体の「合目的統一」を無規定的な理念としてではなく物自体として「実体化」してしまうのは「倒錯した理性perversa ratio」(B720)のなせることである。

このように見てくると、全体としての自然の存在論的偶然性はいかにしてもその偶然性から救い出すことができないように思われる。しかしそれでも敢えてそれを合目的的に判定しようとすれば、それは、「自然の外部」に一定の目的概念を想定したり或いは自然そのものを「実体化」するのではないような意味での合目的性において、いわば、目的なき合目的性とでも呼びうるような合目的性においてこそ可能になるかもしれない。しかしこの場合の「目的なき合目的性」とは一体どのような意味なのであろうか。少なくとも言えることは、この「目的なき合目的性」とは、全体としての自然を包摂するためにそれをより高次の目的概念に基づかせようとするものではなくして、自然を一定の目的概念から自由な存在として、その存在論的偶然性をその偶然性のままに判定するような意味での合目的性とも言えるのではなからうか。

もちろん、「目的なき合目的性」という言葉はカント自身の用いた概念ではあるが、周知のように、それは趣味判断の原理としての「目的なき合目的性」(66§15)であり、しかも、趣味判断とは、たとえば野に咲く一輪の花とか水晶の形状についての美的判断のように、自然内部的な偶然的存在者に関わる判断であって、決して全体としての自然に関わるそれではない。

しかしまたカント自身が趣味判断の分析において語る「目的なき」「関心なき」(408) 合目的性という概念は、全体としての自然についての我々の考察に重要な手がかりを与えてくれる。というのも、「無規定的な」全体としての自然は、決して一定の目的概念には包摂されえないがゆえに、「目的なき」存在と言いうるであらうし、また、趣味判断における「構想力(と悟性)の自由な戯れ」(569) という主観の状態は、全体としての自然を特定の目的や関心なしに「静観的」(465) に見るときの主観の自由な状態にも比せられうるからである。いやそれどころか、「目的なき合目的性」「関心なき合目的性」は、自然内部の美的存在者の判定の原理としてよりもむしろ、機械論的および目的論的に判定される自然の限界に位置するところの全体としての自然の判定ないし「静観」の場合にこそ、その意義が見いだせるのではなからうか。というのも、自然内部的な美的存在者の判定の場合には、たとえカントがそれをあくまでも「純粹・趣味判断」(6313) として分析してはいるものの、その判断対象を、花という実体として、黄色という性質として、或る一定の空間量として、さらには食用のためとか観賞用のためとして、というように、同時に悟性概念や目的概念を用いながら判断せざるをえないと思われるからであり、それに対して全体としての自然はその実体性や性質や量に関しても、また目的に関しても「無規定的」であることにその特徴が存するからである。

このように見てくると「目的なき合目的性」の原理は、判定者と全体としての自然とが自由に戯れる状態にこそ相応しく、またそれは判定者が全体としての自然の存在論的偶然性を偶然性のままに静観している場面にこそ働きうる原理だと言いうるのではなからうか。全体としての自然と我々との、目的なき自由な戯れ、全体としての自然と我々との「目的なき合目的性」、それを敢えて名づけるとすれば美的自然観とでも呼ぶことができるのではなからうか。このような意味での美的自然観は、機械論的自然観と異なるのはもちろんであるが、さらにまた、一定の目的因に基づく目的論的自然観とも異なつて、自然に対する新たな見方、いや新たな課題を我々に暗示するものではなからうか。

註

本論稿は、九州大学哲学会（一九九七年九月）において「自然について」というテーマのシンポジウムの際に口頭発表しました会場にも配布した原稿に、若干の加筆訂正と註を施したものである。カント哲学全般にわたる議論を展開しているために細部においてはなお敷衍を要する面が多々あるが、カントの自然論を手がかりにしながらも自然についての筆者の考えの概略が描かれておりこのテーマに関する今後の思索の方向性を示すものと思い印刷に付することにした。なお同学会の席上、貴重なご質問やご感想をお寄せ下さった方々には厚く御礼申し上げます。

(1) カントの著作や遺稿からの引用に関しては、『純粹理性批判』からの引用は慣例に従い第一版をA、第二版をBとし、『判断力批判』からの引用は哲学文庫版(Philosophische Bibliothek, Bd.39a, 1974)を用いその頁数のほかに節の番号を添え(たとえば265s 7c)、それ以外からの引用はアカデミー版カント全集の巻数(ローマ数字)と頁数(アラビア数字)によって(たとえばXX210)、本文中に記してある。なお引用文中の「」内および傍点は、特に断りのないかぎり筆者によるものである。

(2) カントの理論哲学において、『純粹理性批判』の「超越論的弁証論のための付録」の箇所(B670-732)での経験の全体化ないし体系化の議論は、『判断力批判』における自然の合目的性の原理による特殊偶然的な自然の目的論的判定の議論と内容上密接に関係している。なおこの点についてはたとえば次の論文を参照。

Gregor Schiemann, Totalität oder Zweckmäßigkeit? Kants Ringen mit dem Mannigfaltigen der Erfahrung im Ausgang der Vernunftkritik, in *Kant-Studien*, Bd.83, 1992, pp.294-303

(3) 機械論と目的論の関係という問題は、カントにあってはさらに、规定的判断力と反省的判断力の問題であり、また、「構成的」原理と「統制的」原理の問題とも重なる。これらの問題は、カント哲学のそれぞれの局面で問題になるとともに、カント哲学全体にとつての基本的問題でもある。すなわち、本稿におけるような有機的自然の判定の場合のみならず、たとえば、『純粹理性批判』においては、「因果性の原則」それ自身における「構成的」側面と「統制的」側面(B221c)との関連の問題として、あるいは、自然の構成的原理の能力である悟性と、自然の体系的統一の統制的理念の能力である理性との関係の問題であり、したがってまた、『純粹理性批判』の経験理論にとつての「分析論」と「弁証論」の関係の問題でもある。『実践理性批判』で言えば、「分析論」での道徳法則と「弁証論」での最高善の関係の問題であり、さらには、自由の実現をめざすカントの歴史哲学において自由の理念は歴史の「構成的」原理なのかそれとも「統制的」原理なのかという問題にも連なるであろう。このようにそれぞれの局面に

において、規定的判断力と反省的判断力の関係や、「構成的」と「統制的」の関係をどのように解釈すべきかという問題に我々は出くわすのであるが、それとともに、カント哲学を全体として理解する場合にも、いやその場合にこそより本質的な問題として上記の問題が生じてき、しかもこの問題はひとりカント哲学の問題にとどまらず、近現代哲学の根本に関わる問題だと思われる。本稿はそのような見通しのもとで、特に『判断力批判』におけるカントの自然理解に焦点を当てながらその問題を論じているのである。

なお、『純粹理性批判』に限ってこの問題を論じた次の拙稿を参照していただければ幸いである。

円谷裕二、「世界と経験—カントの超越論的哲学の帰趨—」、九州大学文学部『哲學年報』第五十五輯所載、一九九六

円谷裕二、「存在と経験—カントの超越論的哲学の問題—」、九州大学哲学会『哲学論文集』第三十二輯所載、一九九六

(4) この点については次の拙稿を参照していただきたい。

円谷裕二、「『純粹理性批判』における世界概念について」、哲学会編『哲学雑誌』第九八巻第七七〇号、一九八三

(5) 『オプス・ポストムム』における世界概念や全体としての自然と「運動力」や「熱素」との関係については以下を参照。

E. Adickes, *Kants Opus Postumum, Kant-Studien Ergänzungshefte*, Bd. 50, 1920

G. Lehmann, *Ganzheitsbegriff und Weltidee in Kants Opus Postumum, Kant-Studien*, Bd. 41, 1936

ders., *Kants Nachlaßwerk und die Kritik der Urteilsraft*, 1939

坂部恵「最晩年の「移行」—『オプス・ポストムム』「東」の世界—」「『ふれる』ことの哲学」(岩波書店)所載、一九八三